

原発賠償説明会・相談会

平成30年
2/10 土

原発事故による
自主避難者・滞在者の皆様へ

原子力損害賠償紛争解決センターによる説明会と
司法書士による面談・電話相談会を行います！

原発事故により家族と離れて生活したが、週末には避難先で、面会していた。そのため、生活費や面会交通費が増加してしまった。

原発事故後、避難のためにやむをえず職場を辞め、避難先で新たに就職したが、収入が以前より減ってしまった。

避難をせずに、福島市に滞在するため、自分で自宅を除染した。領収書を紛失したが、除染費用は賠償してもらえるの？

●いわき 説明会・相談会
●福島 相談会のみ

各会場へお越しの際は公共の交通機関をご利用ください。

参加費無料

現在、原子力損害賠償紛争解決センターへの和解仲介手続申立(原発ADR)は23,035件あり、
17,363件の和解が成立しています。(平成29年11月2日時点)

みなさんの損害も、センターへの和解仲介の申立てで賠償されるかもしれません。

いわき会場

いわき市労働福祉会館 3階大会議室
いわき市平字堂ノ前22番地

●原子力損害賠償紛争解決センターによる説明会

時間／10:30～12:00

●福島県司法書士会による相談会

時間／12:30～16:30 **当日予約を受け付けます**



各会場へお越しの際は公共の交通機関をご利用ください。

福島会場

福島県司法書士会館 2階
福島市新浜町6番28号

●福島県司法書士会による相談会

時間／12:30～16:30 **当日予約を受け付けます**



電話相談は
こちらまで

☎024-535-6700 ~受付時間~
13:00～16:30

主催／福島県司法書士会
後援／日本司法書士会連合会
協力／原子力損害賠償紛争解決センター

お問
い
合
せ
先

☎024-534-7502
(福島県司法書士会事務局)